



災害によって被災を受けた場合にそれを証明するために「罹災証明書」が必要と聞きました。その内容について教えてください。



地震や台風などの自然災害によって人的被害や家屋など物的資産の被害を受けた場合に各種支援制度、税・保険料・公共料金などの減免・猶予の請求や各種申請の手続きのために、「罹災証明書」が必要となります。

このような場合、市区町村で「罹災証明書」を発行します。証明書が必要な方は市区町村で「罹災証明書」を用意していますから詳しくは受付場所で相談します。



例えば豪雨で家屋が災害を受けた場合に市区町村に「罹災証明書」を発行してもらう場合に具体的な「罹災証明書」の内容を教えてください。



家屋が災害で損害を被った場合の「罹災証明書」は、市職員が被害状況の現地調査を行い、確認した事実に基づき発行する証明書です。

証明書の発行に当たっては、申請受付後に市の職員による「住宅被害認定調査」を行い、全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水の区分で被害程度を判定します。

●申請に必要なもの

- ・「罹災証明書」申請書（該当窓口に備え付け）
- ・身分証明書（運転免許証等）
- ・印鑑

●手数料

- ・無料

●受付場所

- ・各市役所の該当箇所



「罹災証明書」を発行してもらうための家屋が被災した場合の「家屋被害認定調査」について教えてください。



まず、住宅の被害認定を認定します。地震や風水害等の災害により被災した住宅の被害認定は「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定することをいいます。これは各市町村が実施します。この認定結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」を交付します。



「家屋被害認定」から「罹災証明書」までについて教えてください。



住宅の被害の程度については、国で被害認定基準を定めています。住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合（＝損害割合）に基づき、被害の程度を認定します。一般的には、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「半壊に至らない」の4区分で認定を行います。それに基づいて「罹災証明書」で被害の程度を市町村長が証明します。

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

罹災証明書の交付

各種被災者支援策の活用



「罹災証明書」を発行で受けられる災害支援制度の内容で「被災者生活再建支援制度」について教えてください。

制度の名称	被災者生活再建支援制度																					
支援の種類	給付																					
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</p> <p>詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>				住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊等	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の再建方法																					
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			



税・保険料・公共料金などの減免・猶予について教えてください。



● 地方税の特別措置(減免・猶予・延長)

・ 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、軽減または免除を受けることができます。

・ 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。

・ 期限の延長

災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。

● 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

・ 国民健康保険及び後期高齢者医療保険料及び窓口負担の減免・支払猶予

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。

・ 健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免

健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。

・ 介護保険料及び窓口負担の減免

介護保険料の減免・支払猶予措置や窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。

10月号でもこれ以外の災害支援制度を解説します。